

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部園芸課

法令名	肥料取締法		法令番号	昭和 25 年法律第 127 号	
手続名	事故肥料の譲渡許可（他の部、課に属しないもの）		根拠条項	第 7 条	
審査基準	<p>申請書の記載事項が政令第 3 条に規定されている項目であり、かつ、その内容が適正であると認めた場合、事故肥料の譲渡を許可する。</p>				
	受付機関	園芸課	処理機関	園芸課	交付機関
			標準処理期間	30 日	目次
			標準経由期間	日	